

日本をジェンダー平等社会に！ CEDAW委員パトリシア・シュルツさんを迎えて

日時：2018年10月2日（火）

11：30～13：30

会場：衆議院第二議員会館 第一会議室

11時よりロビーにて通行証を配布します

——プログラム——

開会挨拶 有馬真喜子 女性人権機構理事長

第Ⅰ部 講演「なぜ女性差別撤廃条約選択議定書の批准は必要か」
パトリシア・シュルツ CEDAW 個人通報作業部会長

逐語通訳 長井鞠子さん

コメント 林陽子女性差別撤廃委員会（CEDAW）委員

第Ⅱ部 議員・市民との対話 各政党よりご意見を頂く予定です

閉会挨拶 山下泰子 国際女性の地位協会会長

共催： 日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク（JNNC）・

国際女性の地位協会（JAIWR）・女性人権機構

連絡先：fax 03-5905-0365 e-mail jnnqml@yahoo.com.jp



1985年に女性差別撤廃条約を批准し、1986年男女雇用機会均等法が施行されて32年、1999年男女共同参画社会基本法の施行後19年がたちました。しかし日本の男女平等は道半ばです。世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数で日本は144カ国中114位（2017年）。特に政治や経済の分野の立ち遅れが目立っています。

世界的にセクシュアル・ハラスメントを告発する「#Me too」が広まる中、財務省幹部によるセクハラ事件はセクハラを容認する政治家発言も含めて、「女性への暴力・人権侵害」に対する日本の鈍感さと無理解を世界に知らせることになりました。さらに東京医科大学の入試における女性差別の実態は、日本社会の女性差別がいかに根深いかを暴露しました。男女賃金格差も大きく、管理職や役員の女性割合も増えていません。

真の「女性活躍」が実現するにはどうしたらいいのか。そのカギを握るのが女性差別撤廃条約・選択議定書の批准です。その実現に向けて院内集会を企画しました。

多くの議員のみなさん、関心ある市民の皆さんのご参加をお待ちしています。



~~~~~お知らせ~~~~~

同日10月2日（火）18時～20時

弁護士会館17階1701会議室にて

シュルツさんの講演とパネルディスカッションがあります。

主催：日弁連 共催 JNNC 他

<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2018/181002.html>

- 定員：125名
- 受付：当日会場にて
- 参加費：無料
- 入館方法：11時より11時45分まで衆議院第二議員会館ロビーにて通行証を配布します（手荷物検査は不要）。第一会議室においでください。
通行証配布前、あるいは配布終了後に到着の方は、手荷物検査を受け、受付で第一会議室に連絡をお願いし、ロビーでお待ちください。通行証をお持ちします。
- 衆議院第二議員会館へのアクセス（<http://bb-building.net/tokyo/deta/458.html>）
 - 「国会議事堂前」・・・・丸ノ内線・千代田線 <1番出口 徒歩3分>
 - 「永田町」・・・・有楽町線・南北線・半蔵門線 <1番出口 徒歩5分>
 - 「溜池山王」・・・・南北線・銀座線<5番出口 徒歩8分>



「女性差別撤廃条約選択議定書」とは？

女性差別撤廃条約採択20周年にあたる1999年に、国連総会で採択されました。女性差別撤廃条約批准国189か国のうち、2018年8月現在、109か国が批准しています。

この選択議定書は、女性差別撤廃条約に加盟している国が選択して批准します。
選択議定書には、条約の実施を強化する2つの重要な制度があります。

<個人通報制度>

国が選択議定書を批准すれば、女性差別撤廃条約が保障する権利を侵された女性は、国連女性差別撤廃委員会に一定の手続きを経て直接通報し、委員会が権利侵害を認めれば、解決を促す勧告を手にすることができます。

<調査制度>

国が選択議定書を批准すれば、女性差別撤廃委員会が「重大または組織的な」女性の権利の侵害があるという「信頼できる情報」を受け取ると、委員会は、対象となる国の了解を得て、調査を行う権限をもち、問題解決を求める勧告を行います。

この2つの制度を活用するには、さまざまな条件があるものの、すでにその効果は発揮されています。DV被害やセクシュアル・ハラスメントなどに苦しむ女性の権利が回復された事例などが何件も、委員会のサイトで公表されています。

*講演録 林陽子女性差別撤廃委員会委員『今こそ、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を！』
(2018)日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク発行参照